# 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範 (個別規範)農業」 (仮称)(案)

# 個別事業者向け

- 1 作業安全確保のために必要な対策を講じる。
  - 1-1 人的対応力の向上
    - 1-1-1 経営内での作業事故防止に向けた具体的な目標を設定する。
    - 1-1-2 知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。
    - 1-1-3 作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見 や情報の幅広い収集に努める。
    - 1-1-4 適切な技能や免許等の資格を取得する。
    - 1-1-5 職場での定期的な安全集会の開催等により、従事者間で作業計画や安全意識を 共有する。
    - 1-1-6 安全対策の推進に向け、従事者自らが提案を行う。

#### 1-2 作業安全のためのルールや手順の順守

- 1-2-1 関係法令を遵守する。
- 1-2-2 国際水準 GAP の取組を行ったり、作業安全対策に知見のある第三者等によるチェックを受ける。
- 1-2-3 農業機械や農薬等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適正な使用方法を理解する。
- 1-2-4 作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。
- 1-2-5 健康状態の管理を行う。
- 1-2-6 作業中に必要な休憩、休息をとる。

# 1-3 資機材等の安全性の確保

- 1-3-1 燃料や農薬など危険性のある資材を適切に保管する。
- 1-3-2 機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。
- 1-3-3 資機材等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する。

#### 1-4 作業環境の整備

- 1-4-1 職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。
- 1-4-2 安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化し、全ての従事者が見ることができるようにする。
- 1-4-3 可能な限り安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。
- 1-4-4 現場の危険個所を予め特定し、注意喚起を行う。
- 1-4-5 4 S (整理・整頓・清潔・清掃) 活動を行う。

# 1-5 事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用

- 1-5-1 実施した作業安全対策の内容を記録する。
- 1-5-2 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析し、再発防止策を講ずる。

### 2 事故発生時に備える。

- 2-1 労災保険への加入等、補償措置の確保
  - 2-1-1 経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。

#### 2-2 事故後の速やかな対応策の策定

2-2-1 事故が発生した場合の対応(救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等)の手順を明文化する。

#### 2-3 事故時の事業継続に向けた備え

2-3-1 事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。

# 事業者団体向け

- 1 構成員の作業安全確保のために必要な支援を行う。
  - 1-1 構成員の意識改革のための啓発活動を実施する。
  - 1-2 構成員に対し、最新の知見や優良事例等に関する様々な情報を積極的に提供する。
  - 1-3 構成員の安全対策の対応力の向上のための研修の実施や、外部の研修の紹介を行う。
  - 1-4 構成員が共同利用する場所等がある場合は、安全に配慮して作業環境の改善や整備を行う。
  - 1-5 構成員の安全に配慮された資機材の導入・更新に対し助言や支援を行う。
  - 1-6 行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を分析・共有し、構成員の安全対策に活かす。
  - 1-7 構成員向けの作業安全に係るガイドラインを作成する。
  - 1-8 構成員からの安全対策に係る相談体制を整備する。
  - 1-9 効果的な作業安全対策を講じるために関係機関等との連携を図る。
  - 1-10 研究機関等を有する団体等は安全技術の開発を行う。

#### 2 構成員の事故発生時に備えた措置を講じる。

- 2-1 構成員の労災保険等の加入状況や意向等を把握し、補償措置の確保を支援する。
- 2-2 必要な場合は労災保険特別加入団体を設立し、特別加入の受け皿となる。
- 2-3 構成員が事故発生時の事業継続のために行う準備を支援する。また、事故発生時に積極的に支援を行う。